代表者会議【資料3】

令和9年度以降の自立支援協議会について（案）

【基本的な構想】

①部会数は3つ（生活支援部会、相談支援部会、こども支援部会）

※検討が必要な事項が複数ある場合には、部会内でワーキンググループを設定

※国より、インクルージョン推進のため保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を求められている

➡こども支援部会の設置の必要性

②各部会に当事者部会員が参画

➡カラフルは存続するが、部会としてではなく、部会員や部会に参加していない当事者が意見交換し、広く当事者の意見を集約する場とする

③「全ての相談支援事業所が何らかの形で参画する仕組み」を導入

➡相談支援事業所が参画するための場を設定する

④国の自立協設置・運営ガイドラインに示されている、個別ケース会議等から「現状では解決・対応できないこと」を地域の課題として運営会議へと挙げていく仕組みを確立

➡相談支援専門員等が対応している課題は相談支援の問題ではなく、「教育」「就労」「連携」「医療」「住まい」等を横断しているため、地域全体の課題の抽出につながる

⑤運営会議は、抽出された地域課題に優先順位をつけ、どの部会に検討してもらうのかを決めていく「舵取り役」

茅ヶ崎市版 自立支援協議会 再編イメージ案

自立支援協議会を『会議のための会議』から『地域の課題を解決し、未来の福祉をつくる仕組み』へ

自立支援協議会を情報共有の場から地域課題解決の場へ

代表者会議
・専門部会等からの報告・提言の確認、評価
・必要に応じ市への意見・提言

報告 ⇅ 助言

専門部会
抽出された課題に基づき時世に合った協議を行う

- 生活支援部会（成人）
- こども支援部会（児童）
- 相談支援部会

各部会において適宜作業部会を構成する

カラフル会
当事者の専門部会への参画をサポート

課題調整依頼 ⇅ 運営支援

諮問 ⇅ 意見具申

運営会議
（協議会のエンジン）
・課題整理・議題調整・専門部会への協議依頼

日中支援型GHの評価
報告 ⇅ 助言

地域課題を報告

相談支援事業所連絡会

地域課題の提供

- 個別支援の会議
- 個別支援の会議
- 個別支援の会議

相談支援専門員等が地域で開催

連携

地域・関係機関との連携
・茅ヶ崎市・寒川町障害児者通所事業所連絡会
・茅ヶ崎市障害者施設連絡会
・茅ヶ崎市・寒川町居宅介護事業所連絡会
・茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会
・茅ヶ崎市就労支援事業所連絡会
・茅ヶ崎市地域作業所連絡会
・茅ヶ崎市障害者団体連絡会　等

茅ヶ崎市関係課・教育関係機関　等

湘南東部障害保健福祉圏域ナビゲーションセンター

湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会

連携

神奈川県自立支援協議会